

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)
 事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 台東区 】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制

・区(人権・多様性推進課)

子供日本語教室の募集・広報、受託事業者への運営指示、児童・生徒と各機関との連携・連絡調整。

・「子供日本語教室実施委託」事業者

子供日本語教室において、不就学の子供を含めた日本語の理解が十分でない学齢期の外国人を対象とした日本語教室を実施する。

受託者:株式会社グローバルラング

・教育委員会及び各学校

日本語能力が不十分な就学児童へ「日本語指導講師派遣事業」を実施する。不就学児童へ本事業を案内するなど、子供日本語教室担当課と連携

・NPO法人及び日本語ボランティア

不就学及び就学児童・生徒へ日本語学習支援を行い、学習の機会を創出し、区と連携

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること

①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整

・教育委員会及び各学校と連携し、必要に応じて子供日本語教室に通う子供の区立小・中学校への就学に関する情報共有を行った。また、就学しているが日本語の理解が十分でない児童・生徒の子供日本語教室への参加についての連絡調整を実施した。

・不就学児童・生徒の保護者に対し、区の日本語支援体制や学校生活について情報提供した。

・子供日本語教室以外でも学習ができる環境を整備するため、NPOや区内日本語学習支援ボランティアサークルなどを必要に応じて紹介した。

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

・不就学の子供を含めた日本語の理解が十分でない学齢期の外国人を対象とした日本語教室を新規に開設。

・2学期実施。年間を通じて受講者数は63名程度(秋学期31名 冬学期32名)

・日本語指導員6人(2時間×1日×12回×2期)を配置し、日本語指導を行う。

・会場は区の施設を利用し、日曜午前中に実施。

・受講者の費用負担はなし。

・チラシは日本語・やさしい日本語・英語・中国語・韓国語版を作成した。配布先は、区有施設・区内公立小・中学校・民生委員・児童委員・区内日本語学習支援ボランティアサークルなど。

・申込時に、保護者に受講時の約束事を確認してもらい、了承のうえ、署名記載を求めた。

・年齢や日本語習得レベルに合わせて3クラスに分けて、学校生活と学校での勉強に対応するための基礎的な日本語を指導。

・授業形式は、朝の会や帰りの会を設けるなど学校の授業に準ずるものとした。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること

①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整

【成果】

- ・教育委員会や民生委員児童委員協議会、区有施設へ子供日本語教室の情報共有をし、不就学児童・生徒11名(内1名は両学期受講)を子供日本語教室の参加につなぐことができた。
- ・教育委員会及び各学校と情報共有や連絡調整を実施したことで、就学しているが日本語の理解が十分ではない児童・生徒39名(内12名は両学期受講)が子供日本語教室に参加することができた。
- ・不就学児童の保護者に、区の日本語支援体制や学校生活の情報提供をし、就学済みの他保護者の経験談を伝えることで、就学促進することができた。
- ・NPOと連携を図ることで、児童の多様な課題を知り、当該児童の家庭に必要な支援へつなぐことができた。

【課題】

- ・就学児童・生徒に対しては、引き続き教育委員会などとの連携を図るが、不就学児童・生徒にいかに広報するかが課題である。今後、チラシ配布先を再考し、配架先の発掘が必要である。

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

【成果】

- ・学校外に子供を対象とした基礎的な日本語学習の機会を設けることで、区立小・中学校に通う児童・生徒だけでなく、不就学の児童・生徒11名(内1名は両学期受講)に対して日本語学習の機会を提供することができた。
- ・教育委員会や学校と連携することで、早期に日本語の習得ができ、就学への障壁が減少し、公立小・中学校への就学促進につながった。
- ・就学児童の保護者より、子供日本語教室で友達を作ることができ、学校生活を楽しむようになったとの報告があり、子供や保護者同士のつながりの場となることができた。

【課題】

- ・基礎的な日本語学習のみであることを事前に伝えていたが、ある程度の日本語能力を持つ児童・生徒の申込みがあった。また、外国人住民の増加により今後、申込者が増加する懸念がある。そのため、本事業の主旨と公平性を保つため、受講回数や受講可能レベルを決定する必要がある。
- ・本事業の対象外ではあるが、高校生相当年齢の不就学生徒の高校進学情報について保護者より相談があった。東京都「通訳を介した外国人児童・生徒の高校等進路・教育相談」を案内したが、今後も多様な相談を受ける可能性があるため、教育相談・進学などの情報収集とともに、教育委員会やさまざまな他団体との連携の構築が必要である。

	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳以上 (過年齢)
本事業で対応した子供の数	人	44人	18人	1人

4. その他(今後の取組等)

新型コロナウイルス感染症感染拡大により一時的に減少していた区内の在住外国人人口は増加に転じ、今後も増加傾向が見込まれている。それに伴い基礎的な日本語学習が必要な児童・生徒への対応が必要であり、今年度は2期での実施としたが、今後、3期での実施とする。

引き続き、教育委員会及び各学校、NPO法人、日本語ボランティアサークルなどとの連携体制を構築したい。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き文部科学省ホームページで公開する。